

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第35号 名誉町民の推戴について
- 日程第13 議案第36号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第37号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第43号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第44号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第45号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第45号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第11 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 29 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 30 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 31 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 32 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 33 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 11 議案第 34 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 議案第 35 号 名誉町民の推戴について
- 日程第 13 議案第 36 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 議案第 37 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 38 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 39 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 40 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 議案第 41 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 42 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 43 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 21 議案第 44 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 45 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 議案第 45 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第 11 議員の派遣について

---

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

---

欠席議員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健康増進課長	舛 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎
社会教育課長	伊 藤 泰 彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今回6月の定例会は改選後初めての定例会でございます。新人議員2名の皆様は堂々と、緊張していると思いますけれども、胸を張って1議員でございます。よろしく申し上げます。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており許可したいと思いますが、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和5年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議・検討をいたしました。

今回提出された議案は17件、報告1件。ほかに町長諸報告5件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告3件でございます。また議案とは別に、議長の常任委員会の辞任。須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を予定しております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会2件で、議案第34号の人事案件については、本日提案理由の説明後採決、議案第36号から議案第44号までの人事案件については、関連議案のため一括議題として、議案第34号と同様に本日提案理由の説明後採決を行います。ほかに陳情が2件提出されておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は本日6月9日から15日までの7日間としております。

本日、当初本会議、終了後、選挙管理委員会委員及び補充員の候補者選考委員会を行い、12日午前9時から一般質問。終了後、全員協議会及び校区活性化推進特別委員会を行います。13日午前9時から工事現場視察後、予算審査特別委員会及び各常任委員会。15日午前10時から最終本会議。終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月15日までの7日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月15日までの7日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番議員、5番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。6月定例会を招集いたしましたところ、全議員出席の下、本会議開催できますことを感謝申し上げます。

それでは、5件について町長諸報告をさせていただきます。

#### **これからの町づくりについて**

まず初めに、これからの町づくりについて申し上げます。

去る5月11日の臨時議会においても申し上げましたとおり、本年3月議会において、あえて所信表明となるこれからの町づくりについては申し述べておりません。

それは、本年が統一地方選挙の年であり、本町議会が新体制になった6月議会において報告すべきであると判断したからです。

本町を取り巻く少子高齢化、人口減少、これらを起因とする国内総生産の減少、国内消費の減少等々、またコロナウイルスによる3年間を通して、国民の目にさらされた我が国のIT関係の遅れ、そしてウクライナに対するロシアの一方的な侵略戦争による世界各国の自国保護政策などによる物価高騰など、どれをとっても厳しい状況であることは、議員各員も御承知のとおりでございます。

糟屋郡7町の中で、我が町の財政基盤は脆弱であり、令和3年度であります。地方公共団体の財政力を示す財政力指数は1位が新宮町、2位が粕屋町、3位が久山となっており、須恵町は5番目で、自主財源の割合が低く、余裕がない財政状況であります。

このような環境の中でも、地方自治が担う役割ははっきりとしており、我が町に住む住民の方々、そして昭和39年国鉄炭鉱廃坑以来、我が町で起業し町を物心両面で支えていただいている法人の方々が、安全で安心して暮らせるまちづくりであります。

今まで以上に、高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害を持たれた方々への支援、母子保健事業の充実、老朽化が進む公共施設の長寿命化並びに建設、災害対応、道路網の整備、上下水道のさらなる充実、そして、忘れてならないのが社会教育を含む教育の振興等々、実例としては大き

な財政負担を伴うごみ処理施設の建て替え、し尿処理施設の建て替えなどに積極的に取り組んでいかなければなりません。

中期財政計画をシビアに立て、あれもこれもというのではなく、あれかこれかという選択をきちんと行い、町民の方々の負託に応じていく所存でございます。

私が町長に立候補するときに掲げました、町が生き残るためには、新たな自主財源を確保する必要があると申し述べております。

町長就任2年目までにあらゆる準備が整い、これからというときにコロナウイルスが蔓延し、スエノバ事業が思うような活動ができない状況となっております。

町民の方々にお約束した稼ぐ力を進めるために、ふるさと応援寄附金事業に取り組むために縦割りの行政組織にはこだわらず、副町長をトップとしたふるさと応援寄附金事業、カーボンニュートラル事業、企業支援に特化した組織を立ち上げ、この3年間で7億6,000万円の純利益を計上することができました。令和4年度からはふるさと応援課に昇格させ、事業充実を図っており、令和4年度決算において基金の積立総額は、44億7,000万円の過去最高額となる見込みでございます。

ふるさと応援寄附金でいただいたお金は、基金として別枠で積立て、主に教育施設や教育支援関係に主に利用させていただくため、通常予算で使用することなく20億円を目標に積み立ててまいります。

須恵町の今を大切に考え、そして須恵町の未来を明るくするために精力的に頑張っており、議員各位の御理解、御支援、御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### **中期財政計画の策定について**

次に、中期財政計画の策定についてでございます。

中期財政計画は、一般会計における今後の中期的な財政目標を設定することにより、計画的な行財政運営に資することを目的として策定しております。

また、今後の財政見通しを作成するだけでなく、国における制度改正や経済情勢の変動等にも対応させるため、財政運営の健全性確保に努めるため、原則、年度ごとに中期財政計画を見直し修正を行ってまいります。

計画期間は、総合計画で掲げている施策の実効性を高めるため、第7次総合計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間と、次の第8次総合計画期間である令和9年度から令和12年度の4年間の計8年間で策定し、総合計画と中期財政計画の計画期間を一致させています。

計画の内容につきましては、全員協議会で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### **名誉町民の推戴について**

次に、名誉町民の推戴についてでございます。

今回議案で上げさせていただいておりますが、中嶋裕史氏は、昭和43年須恵町に奉職して以来、健康課課長、教育委員会社会教育課課長、同学校教育課長を歴任し、また平成13年、須恵町教育委員会委員に推され、教育長として町政の枢機に参画されました。

さらに、平成14年初当選を果たし町長に就任して以来、平成30年4月まで4期16年の長きにわたり、町長として行政手腕を遺憾なく発揮され、町財政の基盤強化をはじめ、平成の大合併が進む中で、糟屋地区6町との合併に向けての協議など、難題に積極的に取り組むとともに、教育行政に情熱と力を注ぎ、住民福祉の向上と町政の発展に尽力した功績は多大であり、須恵町のみならず地方自治の発展に大きく貢献されております。

中嶋裕史氏は、須恵町表彰条例の第3条に規定する名誉町民となるにふさわしい方でございますので、今回名誉町民の推戴において提案させていただいております。御審議方よろしく願いたします。

#### **性的マイノリティーに配慮した取組について**

次に、性的マイノリティーに配慮した取組についてでございます。昨今多様な性の在り方を理解し、平等な社会参画を目指す動きが高まっており、その一環としてLGBTをはじめとする性的マイノリティーに配慮した施策に取り組む自治体が増えてきております。

性的マイノリティーへの理解を深めることはSDGsが目標とする、誰も置き去りにしない社会を達成するためにも必要不可欠であると考えております。

福祉や医療を受けられなかったり、スポーツの参加を制限されたりなど、これらの方々が不利益を被らないような過ごしやすい社会をつくるためには、ジェンダー平等に対する理解を深め、性の多様性を受け入れることも必要であると考えております。

このようなことを踏まえ、性的マイノリティーが受けられる行政サービスなど、須恵町がどのような施策を実施できるのか、近隣市町等の動向を見ながら、今年度1年間をかけ検討し、必要な取組を今後行ってまいりたいと考えております。

#### **令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について**

最後に令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

ワクチン接種は重症化リスクが高い方などが受けられる春開始接種と、対象年齢全ての方が受けられる秋開始接種で実施されます。

春開始接種は、初回接種1回、2回の接種が完了し、前回接種から3か月以上経過した、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方に接種を行うとともに、重症化リスクが高い多くの方に対してサービスを提供する医療従事者や高齢者施設等の従事者も対象とし、5月8日から8月まで、オミクロン株対応ワクチンを使用し接種いたします。

須恵町では8,000人を対象に各医療機関において接種を行っており、現在、約2,400人の接種が完了し、接種率は約30%となっております。

また、秋開始接種は、初回接種完了した5歳以上の全ての方を対象に9月から開始され、本町では約2万1,000人を対象と想定し、準備に取りかかっているところでございます。

このワクチン接種は、特例接種の期間が令和6年3月末までに延長され、今年度も引き続き自己負担なしで接種することができます。

ワクチン接種に必要な費用は国が負担する方針の下、当初予算が不足する項目については、本議会において、補正予算を計上させていただいておりますので、御審議方よろしくお願いたします。

今後も国の方針に従い、医療機関と協力しながら、ワクチン接種を希望する方への接種機会を提供し、町民が安全で安心して暮らせるように、この事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。教育長の猪股です。どうぞよろしくお願いたします。

教育行政報告を申し上げる前に、さきの選挙で当選し、新しく議員になられた2名の皆様、さらに松山議長をはじめ再選されました11名の皆様には心よりお慶び申し上げます。

教育行政につきましては、須恵町町民憲章にうたわれております、ひとづくりを町政の基本理念に掲げておられます、平松町長をはじめ、議員各位の深い御理解と御支援、さらに町民の皆様の御協力により、厳しいコロナ禍の中でありましたが、所期の目的を達成しつつ執行できておりますことに深く感謝申し上げ、令和5年度の須恵町教育行政報告をさせていただきます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症への対応が法律上の5類に変更されたことに伴い、学校の教育活動もコロナ前の様子を取り戻しつつあります。5月に実施されました小中学校の体育会・運動会において、久しぶりに子どもたちが思いっきり体を動かす様子、また、子どもたちの大きな歓声が運動場に響き渡っている様子を御参観いただけたのではないかと思います。

しかしながら、マスク越しによるコミュニケーションも含め、コロナ禍における3年間の様々な場面での教育活動の制限による影響は、今後の検証を待たなければなりません、決して小さ



いものではなかったと考えております。

実際に、昨年度だけで、新型コロナウイルスに感染した児童生徒は、本町で小学校733名、中学校252名、幼稚園21名、合計1,006名でした。学級閉鎖は小学校で延べ20学級、中学校延べ25学級で行われました。

社会教育事業に関しても、そのほとんどが中止ないしは縮小を余儀なくされました。

こうした中で、子どもたちの学びを止めてはならないと、タブレット端末を全員に配布され、ICT環境が整備されたことは、これからの学習の在り方を大きく見直していく機会となりました。

こういった現状を踏まえ、第三期須恵町教育振興基本計画を作成いたしました。第二期の教育振興基本計画が平成31年度から令和4年度までの4年間でしたので、これまでの4年間の取組の総括を行い、本年度から令和8年度までの向こう4年間の新たな教育振興基本計画です。これにつきましては、第7次須恵町総合計画との関連を図り、5つの基本方針を設定して取り組んでまいります。

では、資料の第三期須恵町教育振興基本計画を御覧ください。8ページの基本方針1「0歳から15歳までをつなぐ一貫した教育を充実させる」から16ページの基本方針5「子どもと家庭を支える環境を作る」まで、それぞれの方針を実現するために、下位項目として政策目標を位置づけ、これまでの実績を示した上で、それに基づく成果指標を設定しております。成果指標につきましては、令和8年度までに達成したい目標をできるだけ数値化し、見える化したものとして示しておりますので、後ほどゆっくり御覧ください。

本日は第三期須恵町教育振興基本計画に基づき策定した、令和5年度須恵町教育委員会施策について簡潔に御説明いたします。もう一点準備しております、令和5年度須恵町教育委員会施策を御覧ください。

これまで、須恵町教育委員会は「有能な駒から、賢明な指し手」の育成をキーワードに掲げ、施策を推進してまいりました。その成果として「賢明な指し手」が育ちつつありますので、今年度は「学校の主体性を育成する教育委員会」から「学校の主体性を支える教育委員会」へと、さらなる充実を図ることを大きな目標にしております。つまり学校・園・社会教育事業の参加者が主体となり、教育委員会としてどのようにそれを支援するかということを明確にした教育施策を策定いたしました。

それでは、お手元の令和5年度須恵町教育委員会施策に沿って、主なものを御説明いたします。1ページを御覧ください。

本年度は学校教育課が5点、社会教育課2点、子育て支援課2点、それぞれ教育振興基本計画に基づいた重点目標を設定しております。

1点目は学校教育課関係です。

特別支援教育につきましては、現在、小学校は全94学級中34学級、中学校は全42学級中16学級が特別支援学級です。中学校3学年には23名が特別支援学級に在籍しておりますが、そのほとんどが高等学校への進学を希望しております。長いスパンで見たときに、一人一人の子どもたちにとって、最もふさわしい学びの場は特別支援学級なのか、それとも通常学級なのか、見極める力を指導者側が持つておくことについては当然のことですが、インクルーシブ教育の視点に立ち、さらにその力を磨いていく必要に迫られているのも事実です。そのために、本年度から特別支援教育に特化した指導主事を、週に1日ですが、配置し、具体的な指導方法について現場の先生方の指導力向上に力を入れてまいります。

次に、本年度から論語教育を中学校1年生まで広げて推進してまいります。2年後には、幼稚園から中学校まで全ての学年で心を大切に育てる「論語教育」を、須恵町の教育の1つの目玉として定着させてまいります。

また、児童生徒各家庭でのWi-Fi環境の整備を図り、タブレットの家庭への持ち帰りを日常化し、家庭学習の充実を図ってまいります。

2点目は社会教育課関係です。

新型コロナウイルス感染症の対応が5類になったことを受け、様々な社会教育活動が令和元年度以前の形に戻りつつあります。この3年間、行事を中止せざるを得なかった各団体におきましては、持続可能な行事にすべく、運営面の見直しや行事そのものの検証もなされてきております。そういう意味では、本年度は社会教育活動の再生元年の年だとも言えます。

そこで、まず、各社会教育関係事業の成果の指標を、コロナ前の9割水準まで戻すことを目標に取り組んでまいります。また、部活動の地域移行につきましては、全国規模で見ますと、過去10年間で閉校した小中学校が全体の1割に当たる3,011校、減少した児童生徒が同じく約1割に当たる94万5,000人と、急激な少子化傾向の中で、部活動自体が運営できない学校も数多く出てきている状況から考えますと、地域移行は喫緊の課題であります。

本町でも、昨年度から検討委員会を立ち上げ、見直しを始めたところです。関係児童生徒や保護者、指導者へのアンケートも実施し、5年先、10年先を見通した部活動の在り方を模索してまいります。本年度につきましては、地域移行までのロードマップを作成するとともに、令和6年度から一部実施の見通しが立てられるよう取り組んでまいります。

3点目は子育て支援課関係です。

来年10月開園予定の須恵みなみ幼稚園につきましては、ハード面の準備はおかげさまで予定どおり進んでおります。今年度はソフト面の準備として、開園に向けた職員の確保に努めてまいります。また、文部科学省が推進しております、5歳児と小学校1年生の2年間に焦点を当てた

幼保小架け橋プログラムの推進を図るべく、両者の窓口を明確にし、情報交換を密にして風通しのよい関係をつくるというフェーズ1（第1段階）をクリアし、カリキュラムを相互に検討するといったフェーズ2（第2段階）への見通しを持てるよう情報提供等に力を入れてまいります。

園、小中学校の学校経営の詳細につきましては、御案内のとおり、来週6月14日午前9時からアザレアホールにて、学校経営説明会を実施いたしますので、議員各位におかれましては、ぜひとも御参観いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度須恵町教育委員会の権限に属するチームの管理及び執行の状況の点検及び報告書につきましては、別途提出しておりますので、後ほど御覧ください。

先日、全国の町村教育長会でお話しされた方が、こんなことをおっしゃっていました。「追いつけ追い越せの時代は終わりました。これからはもっと先の未来を見る力を持った総合的な人材育成が重要である。ここでいう総合的な人材とは、確かな人間観・倫理観・社会観を土台とした知識を駆使できる人材である」。まさに、須恵町がこれまで大切にしてきた「心の教育」に太鼓判を押していただいたような気がしました。今後も「感動・感謝・共感する心の教育」を教育行政の柱に据え、取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、須恵町教育行政に対する一層の御理解と御支援を重ねてお願いいたします。教育委員会の行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和5年3月28日・29日に第1回臨時会、第2回臨時会、令和5年5月22日に第3回臨時会が、クリーンパークわかすぎにおいて開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

初めに、第2回臨時会について御報告いたします。

日程第3、議案第6号工事請負契約の締結については、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本会議の議決を求めるもので、工事名、次期ごみ処理施設建設に伴う造成及び整備工事、契約方法、一般競争入札、請負額、13億6,895万円、請負者、竹中・松本・城戸特定建設工事共同企業体、代表者、福岡

市中央区天神4丁目2番20号、株式会社竹中土木九州支店支店長小西真臣、契約保証の方法、契約保証金1億3,689万5,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から令和6年7月31日までで、全員賛成で可決しました。

次に、令和5年第3回臨時会について報告します。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、須恵町、田ノ上真議員が選出されました。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、篠栗町の村瀬敬太郎議員が選出されました。

日程第6、議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、粕屋町の末若憲治議員が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細につきましては、議員控室においてありますので、御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

令和5年5月30日に第2回臨時会が古賀市役所会議室において開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第2、北筑昇華苑組合議会議長の互選については、古賀市の市議会議員の任期満了に伴い、議長が令和5年5月13日付で欠員となっていることから、北筑昇華苑組合規約の規定により、北筑昇華苑組合議会議長を互選するもので、古賀市議会議員の渡孝二氏が当選されました。

日程第6、第16号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が、令和5年5月22日をもって満了したことに伴い、地方自治法の規定により組合議会の同意を求めるもので、清水郁夫氏が選任され、全員賛成で同意いたしました。

詳細につきましては、議員控室においてありますので、御参照ください。

以上で、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） おはようございます。令和5年5月30日火曜日に行われました、令和5年第2回5月粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

消防組合議会臨時会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、須恵町の松山力弥議員が選出されました。

日程第3、副議長の選挙は、粕屋町の小池弘基議員が選出されました。

日程第8、議案第10号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、監査委員の丸山真

知子氏が、令和5年5月29日で任期満了となるため、後任の選任について、地方自治法並びに組合規約の規定により、議会の同意を得るもので、久山町の只松秀喜議員が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第11号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例が改正されたことから、本条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第12号財産の取得については、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるもので、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和5年度事業として、高規格救急自動車の整備を図るものです。

1. 契約の目的、高規格救急自動車購入、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約金額、3,404万5,000円、4. 契約の相手方、福岡市中央区4丁目8番28号、福岡トヨタ自動車株式会社代表取締役金子直幹としており、全員賛成で可決しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年第1回（2月）粕屋南部消防組合定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります、質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第36号から議案第44号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第34号及び議案第36号から議案第44号までは、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

## 日程第6. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書は1ページをお願いします。

議案第29号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

令和4年度予算につきましては、先の3月議会の補正予算（第6号）を提出し、議決を頂いているところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億5,583万円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

まず、歳入から説明をいたします。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。16款財産収入は、不動産売払収入1,087万1,000の増額補正です。17款寄附金、篤志寄附金で20万円の増額補正、18款繰入金は、財政調整基金繰入金2,400万円の減額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費1億677万2,000円の増額補正は、基金管理事務の増額補正。3款1項社会福祉費968万円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより繰出金の増額補正でございます。8款5項下水道費600万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計決算見込みにより繰出金の減額です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第29号を、議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。  
委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

---

### 日程第7. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第30号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,164万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,680万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものを申し上げます。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定額等決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の決算見込みから2,862万円の減額補正を行っております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億3,584万8,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、国民健康保険税及び県支出金等の補正と、次に説明いたします、歳入歳出予算の補正によりまして、968万円の増額補正となっております。このうち一般会計繰入金は1,500万円を増額しております。

次に3ページ、歳出でございます。各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から 6 項傷病手当金までを、それぞれの決算見込みによる、不用額 1 億 4,709 万 3,000 円の減額補正を行っています。

6 款保険事業費につきましても、不用額 279 万 1,000 円の減額補正を行っております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第 8. 議案第 31 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 31 号令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） おはようございます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 31 号令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてでございます。

令和 4 年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 2 号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 4 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3 億 6 千 9 万 9,000 円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしております。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。1 款 1 項負担金、補正額 200 万円の増額は、決算見込みによるもの。5 款 1 項他会計繰入金補正額 600 万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整に



よるものです。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。2 款 1 項下水道事業費、補正額 4 0 0 万円の減額は、補償補填及び賠償金及び需用費の執行残によるものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 3 1 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第 9. 議案第 3 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 3 2 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田税務課長。

○税務課長（中牟田 健） おはようございます。初めて登壇させていただきます。税務課の中牟田健です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。提案理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について説明いたします。住民税関連では、森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税は国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止・災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されております。この森林環境税の導入に伴い、納税通知書の表記や賦課徴収及び充当規定の整備を行っております。

また、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項簡略化、肉用牛の売却所得に係る課税特例措置として、適用期限の延長や優良宅地などの譲渡所得に係る特例措置として、適用期限の延長による改正でございます。

固定資産税関連では、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、当該大規模修理工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する改正でございます。

軽自動車税関連では、環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例期間の適用期限の延長や特定小型原付電動キックボードの車両区分の規格の改正でございます。

そのほかでは、納付書に印字される地方統一eL番号、eL-QRを利用して、地方税お支払いサイトからの納付やスマートフォン決済アプリを使用しての納付が可能になります。また、eL-QRに対応している金融機関であれば、全国の金融機関の窓口にて納付が可能となる納税環境の整備の改正でございます。

附則です。第1条で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第10. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いいたします。

第3条課税額、第3項の改正です。国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介

護保険分の3区分で構成されており、それぞれに課税の上限額が設けられております。このうち、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、20万円から22万円に改正するとしております。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額が102万円から104万円に、2万円引き上げられることとなります。第25条、国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。第2号、4ページをお願いいたします。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に引き上げるとしており、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるとしております。軽減対象となる所得基準が引き上げられることによって、軽減対象の範囲が広がることとなります。

2ページにお戻りください。附則です。第1項で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時10分再開

---

#### 日程第11. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町旅石886番地8、氏名、稲永幸子、生年月日、昭和26年12月19日、任期、令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

提案理由は、審査評価委員稲永幸子氏が令和5年6月30日をもって任期満了のため、その後任として継続をお願いするものでございます。よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第34号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

---

## 日程第12. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第35号名誉町民の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第35号名誉町民の推戴についてでございます。名誉町民に下記のものを推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木1874番地3、氏名、中嶋裕史、生年月日、昭和23年5月9日。

提案理由は町長諸報告の中で申し上げました内容でございますが、町の行政、教育と文化の融合、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、かつ深く町民の尊敬を受ける者として、須恵町表彰条例第3条の規定に該当するため、名誉町民の推戴について提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

---

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

日程第18. 議案第41号

日程第19. 議案第42号

日程第20. 議案第43号

日程第21. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第36号から日程第21、議案第44号までの須恵町農業委員会委員の任命について、9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、議案第36号から議案第44号須恵町農業委員会委員の任命についてでございます。

須恵町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により本議会の同意を求めます。

まず、議案第36号、住所、須恵町大字新原394番地の3、氏名、松崎吉成、生年月日、昭和24年10月4日。

次に、議案第37号、住所、須恵町大字旅石805番地、氏名、三角弘、生年月日、昭和28年1月9日。

議案第38号、住所、須恵町大字須恵664番地の1、氏名、藤石豊、生年月日、昭和25年10月8日。

議案第39号、住所、須恵町大字上須恵612番地の1、氏名、百田俊弘、生年月日、昭和26年8月19日。

議案第40号、住所、須恵町大字佐谷684番地、氏名、合屋勝秀、生年月日、昭和28年6月21日。

議案第41号、住所、須恵町大字植木1729番地、氏名、安河内久人、生年月日、昭和

31年4月18日。

議案第42号、住所、須恵町大字植木319番地、氏名、御手洗眞、生年月日、昭和26年4月1日。

議案第43号、住所、須恵町大字須恵679番地、氏名、今泉ふみ、生年月日、昭和49年9月25日。

議案第44号、住所、須恵町大字植木1775番地、氏名、合屋尚子、生年月日、昭和57年12月7日。

任期はいずれも令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。提案理由は、令和5年7月19日をもって任期満了のため、その後任者を任命するものでございます。それぞれ2ページ目に経歴書をつけておりますので御参照ください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第36号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第37号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第38号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第39号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命

については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第42号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第43号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第44号について採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第22. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第45号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の

補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億6,993万8,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は第2条地方債補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。14款1項国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金4,599万3,000円。14款2項国庫補助金は、個人番号カード交付事務費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などで3,109万7,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、ブロック塀等撤去費補助金及び学校学習指導員等配置事業県補助金で120万円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で124万8,000円の増額補正です。

17款1項寄附金は、篤志寄附金で110万円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で681万6,000円の増額補正です。

21款1項町債は、緊急防災・減災事業債で3億4,200万円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款1項総務管理費は、栄典・表彰事務及び基金管理事務で492万9,000円の増額補正。

2款3項戸籍住民基本台帳費は個人番号カード交付事務で196万円。

3款1項社会福祉費は、価格高騰緊急支援給付金事業で159万8,000円。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で7,545万7,000円。

9款1項消費費は、中部防災センター（仮称）建設事業3億4,199万円を増額補正しております。

10款2項小学校費及び3項中学校費は、主に図書購入費を増額補正しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正で1件、緊急防災・減災事業債の限度額の変更がございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第45号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号を予算審査特別委員会に付託します。



---

### 日程第23. 報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第23、報告第2号令和4年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第2号令和4年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

令和4年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。10款4項幼稚園費、第三幼稚園（仮称）改築工事、翌年度繰越額2億8,610万円。財源として国県支出金の学校施設環境改善交付金3,893万7,000円、地方債1億8,530万円、一般財源を6,186万3,000円。

11款1項農林水産業施設災害復旧費、旧柱田ため池災害復旧事業、翌年度繰越額800万円。財源として国県支出金の農地・農業用施設災害復旧費補助金798万4,000円、一般財源1万6,000円、翌年度繰越額の総額2億9,410万円を令和5年度に繰り越すものでございます。

以上報告でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

### 日程第24. 議長の常任委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第24議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長、よろしく申し上げます。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（田ノ上 真） 会議を続けます。議長から、その職務上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田ノ上 真） 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可す

ることに決定しました。

以上でございます。議長入場ください。戻ります。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（松山 力弥） ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りします。

本件は令和5年7月11日をもって任期満了となるため、選挙管理委員長より通知があり、地方自治法第182条の規定により、議会で選挙を行うものであります。

この選挙についてお諮りします。

従来どおり、会期中に選考委員会を開催し、さらに全員協議会に諮って、最終本会議で決定する取扱いを、議会運営委員会にも了承されていることから、この取扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、会期中に選考することとします。

次に、選考委員会の構成であります。これも従来どおり、正副議長、常任委員会正副委員長の計6名による構成を考えておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成を、正副議長、常任委員会正副委員長の6名とします。

----- . ----- . -----

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、選挙管理委員会委員及び補充員の選考委員会を第1委員会室で行いますので、委員の方は御集合願います。

次の本会議は、6月12日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時32分散会

-----